

各 位

会 社 名 株式会社トライアンフコーポレーション
代表者名 代表取締役 小澤 勝
(コード 3651)
問合せ先
役職・氏名 取締役 西出 靖
電話 03-5332-6751

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年12月13日開催の第12回定時株主総会において、「定款の一部変更の件」を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 特定の株主からの自己株式の取得

当社の今後の経営戦略において、株式交換等を活用した子会社化による企業再編スキームを選択した場合、一部の持合関係を解消する必要性が出てくることなど、これにより生じた特定の株主から速やかに当社株式を買い取ることが望ましいと判断されるケースが発生することも想定されます。この場合、この手続きを機動的に実行することを可能にするものであります。

(2) 監査役の責任免除

独立性の高い優秀な人材を招聘しやすくするために、監査役の責任を法令の定める限度内において免除するものであります。

また、以上の変更に伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
第1条～第7条 (省略)	第1条～第7条 (現行どおり)
(新設)	(特定の株主からの自己株式の取得) 第8条 当社は、自己株式の取得について会社

変 更 前	変 更 後
<p>第 8 条～第 25 条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 26 条～第 29 条 (省略)</p>	<p><u>法第 160 条第 1 項の規定による決定をす るときは、同条第 2 項及び第 3 項の規定を 適用しない。</u></p> <p>第 9 条～第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役</u>の責任免除)</p> <p>第 27 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規 定により、取締役会の決議によって、同法 第 423 条第 1 項の監査役の賠償責任につ いて、法令に定める要件に該当する場合に は、賠償責任額から法令に定める最低責任 限度額を控除して得た額を限度として免 除することができる。</u></p> <p>第 28 条～第 31 条 (現行どおり)</p>

以上